

中国によるレアアース関連貨物及び技術の輸出管理規制の強化について（速報）

- 輸出管理法等に基づく 3 類型のフルスペックの再輸出規制の発動
- 用途・需要者にかかわらず、中国国外で中国原産のレアアース関連製品や技術を用いて生産された製品の全ての輸出（再輸出）が許可対象に
- 生産製品に対するレアアース価値比率を示すコンプライアンス通知書の発行は貿易実務における相当の負担に
- 中国原産のレアアース製造等の関連技術の全てが許可対象

2025.10.9／改訂 2 版同 10.16

CISTEC 事務局

※p.3 以降に組み込み製品の規制に関する留意点を追記。

※p.8 以降の別添 1 及び 2 について CISTEC 仮訳を掲載。

中国商務部は 10 月 9 日、レアアース関連製品及び技術の輸出規制措置を発表¹した（10 月 9 日及び 12 月 1 日に施行。）。

速報として、以下、概要を解説する。

1. 概要

今回の措置概要は以下のとおり。後述 2. において具体的な内容を説明。

① 中国国外における中国以外を仕向地とする以下の再輸出規制措置

- (1) 中国原産のレアアース関連製品を用いて国外で生産された製品（製品の価値に占める割合が 0.1%以上のもの）の輸出規制（2025 年 12 月 1 日施行）
- (2) 中国原産のレアアース関連技術を用いて国外で生産された製品の輸出規制（2025 年 12 月 1 日施行）
- (3) 中国原産のレアアース関連製品の輸出規制（2025 年 10 月 9 日施行）

¹ 以下の 2 件。

商務部公告 2025 第 61 号 公布对境外相关稀土物项实施出口管制的决定（中華人民共和国商務部サイト）**別添 1**※CISTEC 仮訳

https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2025/art_7fc9bff0fb4546ecb02f66ee77d0e5f6.html

商務部公告 2025 第 62 号 公布对稀土相关技术实施出口管制的决定（中華人民共和国商務部サイト）**別添 2**※CISTEC 仮訳

https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2025/art_6cb42957741440c6984de696b70df9ae.html

② レアアース関連技術の輸出規制（2025 年 10 月 9 日施行）

- (1) レアアースの採掘、製錬分離等の関連技術及びその媒体の輸出規制
- (2) レアアースの採掘、製錬分離等に関連する生産ラインの組立、調整、保守、修理、アップグレード等の技術の輸出規制
- (3) 規制対象外の技術等であっても輸出事業者が海外における採掘や製錬分離等を使用される、又は実質的に寄与することを認識している場合の輸出規制

2. 具体的な内容

- ① 中国国外における生産製品等の輸出（再輸出）について、中国以外を仕向地として行う以下の輸出は許可が必要。輸出者はコンプライアンスガイドライン²の要求に従い、輸入者等に対して「コンプライアンス通知書」を発行。

- ・ 軍事ユーザーや輸出規制管理ユーザーリスト掲載者等（持株比率が 50%以上の子会社、支店等を含む）への輸出や、大量破壊兵器や軍事用途又は軍事潜在力の向上等に使用される（可能性がある）場合は原則許可されない。
- ・ 以下の場合は個別審査。
 - 最終用途が 14 ナノメートル以下の論理チップの研究開発、生産
 - 256 層以上のメモリチップの研究開発・生産
 - 上記プロセスの半導体製造装置・試験装置・材料の製造
 - 潜在的な軍事用途を有する人工知能の研究開発
- ・ 最終用途が緊急医療、自然災害救助等の人道支援である場合、輸出後 10 営業日以内に電子メールで商務部に報告し、中国の国家安全等に害する用途に使用されないことの確約が必要（輸出許可申請は不要）。

【留意点】

- ・ 中国国外で生産した製品（中国原産のレアアース関連製品（付属書 1³第一部）を含有、混合等している製品（付属書 1 第二部））について、それを生産国内において移転又は外国に輸出する場合、当該製品に対する中国原産のレアアースの価値比率を示したコンプライアンス通知書を荷受人、輸入者又はエンドユーザーに対して発行することが必要。

² 別添 1 中の付属書 2 ※CISTEC 仮訳

³ 別添 1 中の付属書 1 ※CISTEC 仮訳

- ・ 一次製品のみならず、二次製品以降のアセンブリ等も対象（※）であり、中国原産のレアアース関連製品が含まれているかどうかの確認は貿易実務における相当な負担となり、ビジネスの阻害になりかねない。

（※）過去に中国当局が公表している、規制対象となるレアアース永久磁石材料を含有する製品の該非に関する Q&A では、以下のように高度に加工した製品は規制の対象外である旨を示している。

他方で、今回の再輸出規制における中国原産のレアアース関連製品を含有する製品の規制においては、永久磁石を含有する「部品、コンポーネント、アセンブリ」も規制対象とされており、過去に公表されている Q&A の考え方が再輸出規制の製品にも適用されるかどうかは明確ではなく、再輸出規制では高度に加工した製品であっても、規制対象となる可能性もある。

① 両用品目に関するよくある質問の解答その 4⁴（レアアース）

高度に加工して製造した電子部品（モータ等）又は電子部品（スピーカー、イヤホン等）は管理（規制）範囲に含まれない。

② 両用品目に関するよくある質問の解答その 5⁵（レアアース関連品目）

一、モーター用ローター（回転子）、ステーター（固定子）コンポーネント

磁石を鉄芯/鋼板に埋め込み、内蔵もしくは表面貼付して固定組み立てしたコンポーネント、又はシャフト、ベアリング、外側スリーブ、ファン、ギア、動バランスプレート、エンコーダー等の部品を様々な程度に統合した部品は、高度加工製品のカテゴリーに含まれ、一般的に第18号公告⁶の規制範囲に該当しない。

二、センサーおよび関連部品、コンポーネント

センサーもしくはチップ、回路基板、ブラケット、ピン、磁石等を様々な程度に集積したセンサー部品もしくはコンポーネントであって、射出成形等の成形を経たものは、高度加工製品のカテゴリーに含まれ、一般的に

⁴ 两用物项常见问题解答之四（稀土）（中華人民共和國商務部サイト）

https://aqygzj.mofcom.gov.cn/zsyd/art/2025/art_1b0aae584340413fa3710cf8e2ecbf84.html

CISTEC 解説（中国商務部による希土類関連品目等の両用品目に関する QA について）

https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhosho/china/data/20250423.pdf#page=12

⁵ 两用物项常见问题解答之五（稀土相关物项）（中華人民共和國商務部サイト）

https://aqygzj.mofcom.gov.cn/cjwtd/art/2025/art_c6c7e46822e54ba595e6793ff5aed62c.html

⁶ 本年 4 月 4 日の 7 種のレアアース輸出規制措置を指す。

CISTEC 解説（サマリウム、ガドリニウム等の 7 種のレアアース関連製品の輸出規制を発動）

https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhosho/china/data/20250407.pdf#page=6

第18号公告の規制範囲に該当しない。

三、その他のレアアース関連の川下産品

触媒粉末等のレアアースの川下となる触媒機能材料は焼成処理を経ているため、一般的に第18号公告の規制範囲に該当しない。

「酸化ガリウムを含む蛍光体」は酸化ガリウム関連の規制品目には該当しない（以前より、蛍光体等のレアアースの川下となる発光材料は一般的に第18号公告の規制範囲に該当しないことが明確にされている）。

磁力吸着機能を備えた部品（サマリウムコバルト永久磁石材料、テテルビウム含有ネオジム・鉄・ボロン永久磁石材料もしくはジスプロシウム含有ネオジム・鉄・ボロン永久磁石材料を含む）を組み込んだ川下製品

（例：プラスチック製マグネットブロック玩具、スマホ用マグネットプレート、マグネットスマホケース、マグネット充電器、マグネット背面カバー、スマホ保護ケース、マグネットクイックリリース・バックプレート、タブレットスタンド、盗難防止タグ解除器、電磁チャック、機械固定具等）は、一般的に第18号公告の規制範囲に該当しない。

(1) 中国原産のレアアース関連製品を用いて国外で製造された製品（製品の価値に占める割合が0.1%以上のもの）の輸出規制（2025年12月1日施行）

- 中国原産のレアアース関連製品（付属書1第一部）を含有、混合等した国外で製造された製品（付属書1第二部）であって、レアアース関連製品（同第一部）が国外で生産された製品（同第二部）の価値に占める割合が0.1%以上のものの輸出

【留意点】

- ・ 付属書1第二部に掲げる国外生産製品には、部品、コンポーネント及びアセンブリも対象であり、一次製品に限らず、二次製品以降も対象となる。
- ・ 上述のとおり、Q&Aにおける該非の考え方が適用されるかどうかは不明。再輸出規制においては、高度に加工した製品であっても規制対象となる可能性。

(2) 中国原産のレアアース関連技術を用いて国外で製造された製品の輸出規制（2025年12月1日施行）

- 中国原産のレアアース採掘、製錬分離、金属製錬、磁性材料製造、レアアース二次資源リサイクル関連技術を用いて国外で生産された製品（付属書1）の輸出

【留意点】

- ・ 関連技術はリスト規制に係る該当技術・非該当技術にかかわらず、上記に関連する中国原産の技術は全てが対象。
- ・ 関連技術を用いて生産した製品（付属書 1 第二部）は一次製品に限らず、二次製品以降も対象となる。

(3) 中国原産のレアアース関連製品の輸出規制（2025 年 10 月 9 日施行）

- 中国原産品（付属書 1）に掲げる製品の輸出

② 以下のレアアース関連技術の輸出は許可が必要（2025 年 10 月 9 日施行）。

- ・ 本公告における「輸出」とは以下のとおり。
 - 規制対象物を中国国内から国外への移転
 - 国内もしくは国外において外国の組織もしくは個人への提供
 - 貿易輸出のほか、知的財産権の許諾、投資、交流、贈与、展示、検査、試験、援助、伝授、共同研究開発、雇用又は受託、コンサルティング等のいかなる方法による移転または提供を含む。
- ・ 輸出申請の際、輸出者（中国国外に所在する輸出者を含む）は付属書 1⁷の要求により、「輸出管理対象技術の移転又は提供に関する状況説明書」の提出が必要。
- ・ 中国国内において、国内所在の外国企業等や個人に提供する場合（中国国内提供）、付属書 2⁸の要求により「国内における輸出管理対象技術の提供に関する状況説明書」の提出が必要。
- ・ 輸出後に、輸出、到着、使用状況等の報告が必要（両用品目輸出管理条例第 18 条⁹等）。
- ・ 公知の技術、基礎科学研究の技術又は通常特許出願に必要な技術は対象外。
- ・ いかなる単位及び個人も、本公告に違反する行為に対して仲介、斡旋、代理、貨物輸送、郵便、通関、第三者電子商取引プラットフォーム及び金融等のサービスを提供してはならない（関与の可能性がある場合、サービス提供者は、サービス対象者に対し、本規制の対象か、輸出許可を申請中か、許可取得の有無を問うものとする。）。

⁷ 別添 2 中の付属書 1 ※CISTEC 仮訳

⁸ 別添 2 中の付属書 2 ※CISTEC 仮訳

⁹ 第十八条 輸出者は輸出許可証に明記された範囲、条件と有効期間に基づいて両用品目を輸出し、かつ実際の輸出、到着、設置、使用等の状況を報告しなければならない。～（略）～。

- ・中国公民、法人、非法人組織は、許可なく海外におけるレアアース採掘、製錬分離、金属製錬、磁性材料製造、レアアース二次資源リサイクル活動に対し、いかなる実質的支援してはならない。

【留意点】

- ・国内における外国の企業や自然人に対する技術提供も「輸出」規制（みなし輸出）の対象に（当該技術を受領した外国の企業がその後、中国国外に持ち出す場合も許可対象。）。
- ・規制対象となる提供方法に限定はなく、あらゆる移転及び提供行為が対象。
- ・国外における、外国の企業や自然人に対する技術提供や外国の企業や自然人が行う技術提供も対象（域外適用）。

(1) レアアースの採掘、製錬分離等の関連技術及びその媒体の輸出規制

- レアアースの採掘、製錬分離、金属製錬、磁性材料製造、レアアース二次資源リサイクル利用に関連する技術及びその媒体（規制コード：1E902.a）

【留意点】

- ・「レアアース」、「製錬分離」、「金属製錬」及び「レアアース二次資源」の定義及び範囲はレアアース管理条例¹⁰の関連規定に従う。
- ・「磁性材料製造」技術とは、サマリウムコバルト、ネオジウム鉄ホウ素、セリウム磁石の製造技術を指す。
- ・技術及びその媒体には、技術関連資料等のデータ（設計図面、工程規範、工程パラメータ、加工プログラム、シミュレーションデータ等）が含まれる。

¹⁰ レアアース管理条例（CISTEC 仮訳）

<https://www.cistec.or.jp/service/uschina/20240704.pdf>

第三十条 本条例における以下の用語の意味：

レアアース（希土類）とはランタン、セリウム、プラセオジウム、ネオジウム、プロメチウム、サマリウム、ユウロビウム、ガドリニウム、テルビウム、ジスプロシウム、ホルミウム、エルビウム、ツリウム、イッテルビウム、ルテチウム、スカンジウム、イットリウム等の元素の総称を指す。

製錬・分離とは、レアアース（希土類）鉱物を加工して各種単一のまたは混合したレアアース（希土類）酸化物、塩類およびその他の化合物を生成する生産プロセスを指す。

金属製錬とは、単一または混合したレアアース（希土類）酸化物、塩類およびその他の化合物を原料としレアアース金属または合金を生産するプロセスを指す。

レアアース（希土類）二次資源とは、加工を通じて含有するレアアース元素に再び使用する価値を持たせることのできる固体廃棄物を指す。レアアース永久磁石廃棄物、使用済永久磁石およびその他のレアアース含有廃棄物を含むが、これらに限定されない。

(2) レアアースの採掘、製錬分離等に関連する生産ラインの組立、調整、保守、修理、アップグレード等の技術の輸出規制

- レアアースの採掘、製錬分離、金属製錬、磁性材料製造、レアアース二次資源リサイクル利用に関連する生産ラインの組立、調整、保守、修理、アップグレード等の技術（規制コード：1E902.b）

【留意点】

- ・用語の定義は上記（1）と同様。
- ・レアアースの採掘や製錬分離等に必要な直接的な技術にかかわらず、それを実行するための生産ラインに関する保守修理等の技術も対象。

(3) 規制対象外の技術等であっても輸出事業者が海外における採掘や製錬分離等に使用される、又は実質的に寄与することを認識している場合の輸出規制

- 上記の規制対象技術等でない製品、技術又はサービスの場合でも、輸出者が当該技術等により海外におけるレアアースの採掘、製錬分離、金属製錬、磁性材料製造、レアアース二次資源リサイクル活動に使用される、又は実質的に寄与することを認識している場合の輸出

【留意点】

- ・例えば、レアアースの製錬分離を行う装置の開発や製造に関連する技術も規制対象となる可能性。

3. 商務部報道官による記者会見

商務部報道官がレアアース関連物品の輸出管理強化に関する記者質問に答える¹¹（以下、機械翻訳）。

記者質問：商務省が10月9日午前、レアアース関連物品の輸出管理強化に関する2件の公告を発表したことに注目しています。報道官から関連状況について説明いただけますか？

答：2025年第61号公告について、「中華人民共和国輸出管理法」「中華人民共和国兩用

¹¹ 商务部新闻发言人就加强稀土相关物项出口管制应询答记者问（中華人民共和国商務部サイト）

https://www.mofcom.gov.cn/syxwfb/art/2025/art_dc477b2349254a39a82407973901dede.html

品目輸出管理条例」などの関連法規に基づき、10月9日、中国国務院の承認を得て、商務部は2025年第61号公告を発表し、中国成分を含む一部の海外レアアース関連物品に対して輸出管理を実施します。

レアアース関連物品は軍民両用の属性を持つため、輸出管理を実施することは国際的な慣行である。今年4月、中国政府は中国組織・個人によるレアアース物品の輸出に輸出管理を実施した。関連レアアース技術も早くも2001年に『中国輸出禁止・輸出制限技術目録』に組み入れられている。一定期間にわたり、一部の国外組織・個人は中国原産のレアアース規制物品を直接または加工後に転移・提供し、軍事などの敏感分野に直接・間接的に使用させており、中国の国家安全と利益に重大な損害または潜在的脅威をもたらし、国際平和と安定に悪影響を及ぼすとともに、拡散防止の国際的努力にも損なっている。このため、中国政府は法に基づき、中国産成分を含む一部の海外レアアース関連物品を規制対象とし、国家安全と利益をより良く守り、拡散防止などの国際的義務をより良く履行することを目的としている。

中国は責任ある大国として、関連物品を規制対象とすることで、世界の平和と地域の安定を断固として守り、拡散防止の国際的努力に積極的に参加するという一貫した立場を体現している。中国側は多国間・二国間の輸出管理対話メカニズムを通じて、各方面とのコミュニケーションと協力を強化し、コンプライアンス貿易を促進し、グローバルな産業チェーン・サプライチェーンの安全安定を確保していく所存である。なお、今回の規制対象品目の範囲は限定的であり、同時に様々な許可便宜措置を講じる。関連規定に適合するものは中国政府が許可し、最終用途が緊急医療、公衆衛生上の緊急事態対応、自然災害救助などの人道支援である輸出については、許可申請を免除する。さらに、各関係者が既存の商業契約を履行し、コンプライアンス要件を満たすなどの実務上の必要性を考慮し、本政策には合理的な移行期間が設けられている。

2025年第62号公告について、『中華人民共和国輸出管理法』『中華人民共和国両用品目輸出管理条例』などの関連法規に基づき、10月9日、中国国務院の承認を経て、商務部は2025年第62号公告を発表し、レアアース関連技術に対する輸出管理を実施した。

レアアース関連物品は軍民両用の属性を持つため、輸出管理を実施することは国際的な慣行である。今年4月、中国政府は一部のレアアース物品に対して輸出管理を実施した。関連するレアアース技術は早くも2001年に『中国輸出禁止・輸出制限技術目録』に掲載されている。関連輸出は法的手続きの要求に従う必要がある。

今年に入り、国家輸出管理調整メカニズム事務室は戦略鉱物の密輸輸出取り締まり特

別行動を展開し、積極的な成果を上げた。同時に、関係部門は一部の海外組織・個人が中国から違法にレアアース技術入手し、レアアース関連物品を生産して軍事等の敏感分野のユーザーに提供したり、軍事等の敏感分野用途に使用したりしている事実を確認した。これは中国の国家安全と利益に重大な損害または潜在的な脅威をもたらし、国際平和と安定に悪影響を及ぼしている。関連リスクを防止するため、中国政府は慎重な評価を経て、レアアース関連技術に対する輸出管理を実施することを決定した。同時に、中国の組織・個人が関連活動に従事する際の明確な規定を設け、国家安全と利益をより良く守り、拡散防止などの国際的義務をより良く履行するとともに、世界のレアアース産業チェーン・サプライチェーンの安全と安定を確保する。

以上

商務部・海関総署公告 2025 年第 61 号¹²
国外の関連希土類品目に対する輸出管理実施の決定の公布

【発布団体】安全与管制局（産業安全与進出口管制局）

【発布文書番号】商務部公告 2025 年第 61 号

【発布期日】2025 年 10 月 9 日

国家の安全と利益を守るため、《中華人民共和国輸出管理法》《中華人民共和国両用品目輸出管理条例》等の法律法規の関連規定に基づき、国务院の承認を得て、以下の輸出管理措置を講じることを決定した：

一、国外の組織および個人（以下、“国外の特定輸出者”）は中国以外の他の国および地域に以下の品目を輸出する前に、中国商務部が発行した両用品目輸出許可証を取得しなければならない：

（一）中国を原産とする本公告付属文書 1 の第一部分に掲げる品目含有、統合する、混合して国外で製造した本公告付属文書 1 の第二部分に掲げる品目で、かつ付属文書 1 の第一部分に掲げる品目が国外で製造する付属文書 1 の第二部分に掲げる品目の価値に占める割合が 0.1%以上に達するもの；

（二）中国を原産とする希土類の採掘、精錬・分離、金属精錬、磁性材料の製造、希土類二次資源回収利用に関わる技術を使用して国外で生産した本公告付属文書 1 に掲げる品目；

（三）中国を原産とする本公告付属文書 1 に掲げる品目。

¹² 「商务部公告 2025 第 61 号 公布对境外相关稀土物项实施出口管制的决定」（中華人民共和国商務部サイト政務公開・政策発布 2025 年 10 月 9 日）

https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2025/art_7fc9bff0fb4546ecb02f66ee77d0e5f6.html

二、国外の軍事ユーザー向けの輸出申請、および輸出管理規制リスト¹³および注視リスト¹⁴に掲載されている輸入業者およびエンドユーザー（その持株比率が50%以上の子会社、支社等の分岐機構含有）向けの輸出申請は、原則として許可しない。

三、以下の最終用途に使用される、または使用される恐れのある輸出申請は、原則として許可しない：

- （一）大量破壊兵器およびその運搬手段の設計、開発、生産、使用；
- （二）テロ目的；
- （三）軍事用途または軍事力の強化。

四、最終用途が14ナノメートル以下のロジックチップまたは256層以上のメモリチップの研究開発、生産、および上記プロセスの半導体を製造する生産設備、試験設備および材料、または軍事用途を持つ人工知能の研究開発である輸出申請は、個別に審査の上、許可する。

五、最終用途が緊急医療、公共衛生上の緊急事態への対応、自然災害の救助等の人道支援である輸出申請において、国外の輸出者は両用品目輸出許可証を申請する必要はないが、輸出後10営業日以内に電子メール（jingwaibaogao@mofcom.gov.cn）で中国商務部に報告し、関連品目が中国の国家安全および利益を脅かす用途に使用されないことを承諾しなければならない。

六、国外の特定輸出者が両用品目輸出許可を申請するには、《中華人民共和国両用品目輸出管理条例》第十六条および中国商務部の両用品目出許可審査システムの要求に従って関連文書を提出しなければならない。関連文書は中国語版に準じる。審査システムのURL：<http://ecomp.mofcom.gov.cn>。

国外の特定輸出者は申請文書を直接提出することができ、また中国国内の企業、仲介サービス機関、商会、協会等に委託して手続きを行うことができる。関係する仲介サービス機関または商会、協会は独立法人または独立して法的責任を負うことのできる非法人組織でなければならない。

¹³（訳者注）「輸出管理規制リスト」については《中華人民共和国輸出管理法》第十八条および《中華人民共和国両用品目輸出管理条例》第三節（第二十八条～第三十条）を参照されたい。

¹⁴（訳者注）「注視リスト」については《中華人民共和国両用品目輸出管理条例》第二十六条を参照されたい。

国外の特定輸出者が輸出しようとする品目が本公告の規定に基づいて輸出許可を申請しなければならない品目に該当するか否かを判断できない場合、電子メール(jingwaizixun@mofcom.gov.cn)で問い合わせることができる。

七、国内の輸出者が本公告付属文書1の第一部分に掲げる両用品目を輸出するには、輸出通関時に要求に従って最終仕向国または地域を記入し、また本公告に付されたコンプライアンスガイドに従って、国外の輸入業者、エンドユーザーに《コンプライアンス告知書》を発行しなければならない。

国外の輸出者は本公告に付されたコンプライアンスガイドの要求に従って、本公告で管理する品目を移転または輸出する際、次の受取人に《コンプライアンス告知書》を発行しなければならない。

八、本公告の“一（一）”および“一（二）”は2025年12月1日より実施する。本公告の“一（三）”は公布の日より実施する。

付属文書：

1. 品目リスト.wps
2. 《コンプライアンス告知書》ガイド.wps

商務部
2025年10月9日

付属文書1

品目リスト

第一部分

金属サマリウム、金属ジスプロシウム、金属ガドリニウム、金属テルビウム、金属ルテチウム、金属スカンジウム、金属イットリウム、サマリウムコバルト合金、テルビウム鉄合金、ジスプロシウム鉄合金、テルビウムジスプロシウム鉄合金、酸化ジスプロシウム、酸化テルビウム。

第二部分

一、希土類永久磁石材料

1. サマリウムコバルト永久磁石材料；
2. テルビウム含有ネオジウム鉄ボロン永久磁石材料；
3. ジスプロシウム含有ネオジウム鉄ボロン永久磁石材料；
4. 以上の材料含有部品、コンポーネント、アセンブリ。

二、希土類ターゲット材

1. サマリウム含有ターゲット材：
 - a. サマリウムターゲット；
 - b. サマリウムコバルト合金ターゲット；
 - c. サマリウム鉄合金ターゲット。
2. ガドリニウム含有ターゲット材：
 - a. ガドリニウムターゲット；
 - b. ガドリニウム鉄合金ターゲット；
 - c. ガドリニウムコバルト合金ターゲット；
3. テルビウム含有ターゲット材：
 - a. テルビウムターゲット；
 - b. テルビウムコバルト合金ターゲット；
 - c. テルビウムジスプロシウム鉄合金ターゲット。
4. ジスプロシウム含有ターゲット材：
 - a. ジスプロシウムターゲット；
 - b. テルビウムジスプロシウム鉄合金ターゲット。
5. ルテチウムターゲット。
6. スカンジウムターゲット。
7. イットリウム含有ターゲット材：
 - a. イットリウムターゲット；
 - b. イットリウムアルミニウム合金ターゲット；
 - c. イットリウムジルコニウム合金ターゲット。

付属文書 2

《コンプライアンス告知書》ガイド

中国国内の輸出者は本公告付属文書 1 の第一部分に掲げる規制品目を国外に輸出する、または国外の特定輸出者が本公告で管理するいかなる品目も第三国または地域（または国内移転を行う際）に輸出するには、次の荷受人、輸入業者またはエンドユーザーに《コンプライアンス告知書》を発行しなければならない。同時に、次の荷受人、輸入業者またはエンドユーザーも中国国内の輸出者または川上の国外の特定輸出者に当該告知書を提供するよう要求することができる。本《コンプライアンス告知書》の発行は、各当事者が中国

の輸出管理の法律法規の規定に基づいて必要なデューデリジェンスを行う義務を免除するものではない。

《コンプライアンス告知書》様式

[荷受人/輸入業者/次のエンドユーザー]：

当社が記者に輸出/移転する[品目名等の情報]には中国産の管理対象となる希土類成分が含まれており、その価値に占める割合は[]%である。中国商務部公告 2025 年第 61 号に基づき、以下の規定を遵守してください：

(一) 中国以外の他の国および地域に品目を輸出する際、中国商務部の発行する輸出許可を取得しなければならない；

(二) 本品目を原料（コンポーネント、アセンブリ）として他の品目を製造する際、単独で利用できる各品目中の中国産管理対象希土類成分の価値比率が 0.1%を超える場合、製造した品目は中国商務部公告 2025 年第 61 号で管理する品目に該当し、中国以外の他の国や地域に輸出する際は、中国商務部の発行する輸出許可を取得しなければならない。

(三) 次の荷受人/輸入業者/エンドユーザーに本告知書（一）（二）の関連品目を移転または提供するには、中国商務部公告 2025 年第 61 号の要求に従って記入した《コンプライアンス告知書》を合わせて提供しなければならない。

[国外の特定輸出者の名称/中国国内輸出者の名称]

[押印または法定代表人の署名]

[期日]

注：中国国内の輸出者が本公告付属文書 1 の第一部分に掲げる管理品目を国外に輸出する際、第一段落の“価値比率”を“100%”と記入する。

商務部・海関総署公告 2025 年第 62 号¹⁵
希土類関連技術に対する輸出管理実施決定の公布

【発布団体】安全与管制局（産業安全与進出口管制局）

【発布文書番号】商務部公告 2025 年第 62 号

【発布期日】2025 年 10 月 9 日

国家の安全と利益を守るため、《中華人民共和国輸出管理法》《中華人民共和国対外貿易法》等の法律法規の関連規定に基づき、国務院の承認を得て、希土類関連技術等の品目に対して輸出管理を実施することを決定した。関連する規定は以下の通り：

一、以下の品目は許可を得ずに輸出してはならない：

（一）希土類の採掘、製錬・分離、金属製錬、磁性材料の製造、希土類二次資源回収利用に関わる技術およびその媒体；（管理番号：1E902.a）

（二）希土類の採掘、製錬・分離、金属製錬、磁性材料の製造、希土類二次資源回収利用に関わる生産ラインの組立、調整、メンテナンス、補修、アップグレード等の技術。（管理番号：1E902.b）

規制をしていない貨物、技術またはサービスを輸出する際、輸出者はそれが国外の希土類の採掘、製錬・分離、金属製錬、磁性材料の製造、希土類二次資源の回収利用活動に使用される、または実質的に役立つことを知っていた場合、《中華人民共和国輸出管理法》第十二条および《中華人民共和国両用品目輸出管理条例》第十四条の規定に従って、輸出前委に商務部に両用品目輸出許可を申請しなければならない。許可を得ずに、提供してはならない。

¹⁵ 「商务部公告 2025 第 62 号 公布对稀土相关技术实施出口管制的决定」（中華人民共和国商務部サイト政務公開・政策発布 2025 年 10 月 9 日）

https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2025/art_6cb42957741440c6984de696b70df9ae.html

本公告に言う“希土類”“製錬・分離”“金属製錬”“希土類二次資源”の意味および範囲は、《中華人民共和国レアアース管理条例》の関連規定に従って執行する。本公告に言う“磁性材料製造”技術とは、サマリウムコバルト、ネオジウム鉄ボロン、セリウム磁性体の製造技術を指す。本公告に言う技術およびその媒体には、技術関連資料等のデータ、例えば設計図、プロセス仕様、プロセスパラメータ、加工工程、シミュレーションデータ等が含まれる。

二、本公告に言う輸出者とは、中国の公民、法人と非法人組織、および中国国内のすべての自然人、法人と非法人組織が含まれる。

本公告に言う輸出とは、本公告に列記した規制品目を中華人民共和国の国内から国外に移動する、または国内または国外の外国組織または個人に提供することを指し、これには貿易輸出および知的財産権の許諾、投資、交流、寄贈、展覧、展示、検査、試験、援助、伝授、共同開発、雇用または請負、コンサルティング等のあらゆる方式によって行われる移転または提供を含む。

三、輸出者は《中華人民共和国両用品目輸出管理条例》第十六条の規定に基づいて、商務部に輸出許可を申請しなければならない；技術の輸出を申請する場合、輸出者は付属文書1の要求に従うとともに《輸出管理技術移転または提供の状況説明》を提出しなければならない；中華人民共和国国内で国内にある国外の組織または個人に本公告で管理する技術を提供する場合、付属文書2の要求に従うとともに《国内における輸出管理技術提供の状況説明》を提出しなければならない。

輸出者は《中華人民共和国両用品目輸出管理条例》第十八条等の規定に従って許可証を使用し、許可証の要求に従って報告義務を履行しなければならない。

四、輸出者はコンプライアンス意識を強化し、輸出する貨物・技術およびサービスの性能指標、主要用途等を理解し、それが両用品目に該当するか否かを確定しなければならない。移転または提供しようとする品目が本公告で管理する品目に該当するか否かを判断できない、または関係する状況が本公告の管理を受けるか否かを判断できない場合、商務部に相談することができる。

五、いかなる団体および個人も本公告に違反する行為のために、仲介、媒介、代理、貨物輸送、配達、通関、第三者電子商取引プラットフォームおよび金融等のサービスを提供してはならない。本公告の管理品目の輸出に関わる可能性のある場合、サービス提供者はサービス対象に関係する輸出活動が本公告の管轄を受けるか否か、輸出許可を申請してい

るまたは許可証を取得しているか否かを積極的に問い合わせなければならない；すでに両用品目輸出許可を取得した輸出者は、関係するサービス提供者に許可証を積極的に提示しなければならない。

六、既にパブリックドメインに入った技術、基礎科学研究における技術、または普通特許の出願に必要な技術は本公告の管轄を受けない。本公告発効の日より、許可を得ずに不特定対象に向けて本公告で管理するパブリックドメインに入っていない技術を公開した場合、《中華人民共和国輸出管理法》第三十四条に従って処罰する。

七、中国の公民、法人、非法人組織が許可を得ずに国外の希土類採掘、製錬分離、金属製錬、磁性材料の製造、希土類二次資源回収利用活動にいかなる実質的な援助および支援を提供してはならない。本公告の要求に違反した場合、《中華人民共和国輸出管理法》《中華人民共和国両用品目輸出管理条例》の関連規定に従って処罰を行う。

八、本公告は公布の日より実施する。《中華人民共和国両用品目輸出管理リスト》は同時に更新する。

付属文書：

1. 《輸出規制技術移転または提供の状況説明》記入ガイド.wps
2. 《国内における輸出管理技術提供の状況説明》記入ガイド.wps

商務部

2025 年 10 月 9 日

付属文書 1

《輸出規制技術移転または提供の状況説明》記入ガイド

説明：

1. 中華人民共和国国内または国外にいる輸出者が本公告で管理する技術を中華人民共和国の国外に移転または提供し、輸出許可を申請する際、商務部に本ガイドに従って記入した《状況説明》を提出しなければならない。

2. 関係する説明は真実、完全でなければならない、相応の証明書類を添付することができる。商務部は予備審査後に、案件の状況に基づいて輸出者にさらに説明するよう求める、または関連する証明資料を提出するよう求めることができる。必要な時には、許可前に実地調査を行う。

3. 実際の状況が本ガイドに記載された枠組みを超える場合、実際の状況に基づいて説明を行う。

一、輸出者

営利法人は以下の状況説明を提供しなければならない：基本状況、株式構造、発展の歴史、生産状況、主要顧客とその従事する主要分野、技術の状況、上級管理職と実質支配人の状況、重要な資格と輸出許可の取得状況、知的財産権の状況等。

非営利法人は以下の状況説明を提供しなければならない：基本状況、発展の歴史、主要業務、技術状況、実質支配人の状況、重要な資格と輸出許可の取得状況、知的財産権の状況、資金の源泉等。

自然人は以下の状況説明を提供しなければならない：個人情報、受けた教育の状況、職歴、掌握している技術の状況等。

二、エンドユーザー

基本状況、株式構造、発展の歴史、生産状況、主要顧客とその従事する主要分野、技術状況、上級管理職と実質支配人の状況、重要な資格と輸出許可の取得状況、知的財産権の状況等。非営利法人はさらに資金の源泉を説明しなければならない。

エンドユーザーと輸出者に関連当事者または往來の記録（親子会社関係、戦略的投資関係、過去に長期的業務往來があった等）があった場合、合わせて説明し、また相応の証明資料を提供しなければならない。

三、輸出しようとする技術

（一）詳細な技術説明、技術で生産する製品の説明、国家秘密に該当する技術であるか否か；技術の成熟度；研究開発資金の源泉；研究開発期間；主要協力団体；中外協力研究開発であるか否か；知的財産権の状況等・

（二）関わる金額（輸出者が今回の技術輸出から得る直接収益または対価）。

四、輸出方式

（一）輸出場面。

貿易輸出：契約の主要内容を提供。

知的財産権の許可：契約の主要内容、および新たに生じる知的財産権の帰属にかんする説明を提供。

投資：投資協議または計画書の主要内容、各ゼネラルパートナーの基本状況、投資中の技術移転に関わる状況等。

交流・交換・寄贈：契約の主要内容またはその他の説明。

展覧：契約の主要内容またはその他の説明。展覧会の基本状況。

サービス、教学、伝授、共同開発：プロジェクト文書、承認文書（もしあれば）の主要内容またはその他の説明。

その他の方式：輸出情景の客観的状況に対する説明。

注：輸出が同時に異なる情景に関わる場合、輸出者は主要情景の説明、および主要状況とその他の情景との関係を提供する。すべての説明について、相応の証明資料を付ける場合、合わせて提出しなければならない。関連する証明文書を申請文書としてすでに提出した場合、重複して提出する必要はない。

(二) 輸出方式。

技術の輸出方式（ビデオ交流、ファイル送付、ネットワーク伝送等）、頻度とタイムノード。輸出者の現地要員および相手方の受入れ要員の状況。

五、輸出の目的と最終用途

(一) 輸出者が輸出活動を行う目的。

(二) 詳細な最終用途。エンドユーザーの技術使用目的、生産する製品および生じる収益の見通し、生産する製品が軍用品および両用品目を含むか否か。

添付文書 2

《国内における輸出管理技術提供の状況説明》記入ガイド

説明：

1. 輸出者が中華人民共和国の国内で中華人民共和国国内にいる国外の組織または個人に本公告で管理する技術を提供する場合、商務部に本ガイドに従って記入した《状況説明》を提出しなければならない。

2. 関係する説明は真実、完全でなければならず、相応の証明書類を添付することができる。商務部は予備審査後に、案件の状況に基づいて輸出者にさらに説明するよう求める、または関連する証明資料を提出するよう求めることができる。必要な時には、許可前に実地調査を行う。

3. 実際の状況が本ガイドに記載された枠組みを超える場合、実際の状況に基づいて説明を行う。

一、輸出者

(一) 基本情報。

(二) 技術提供の目的。

(三) 内部管理措置およびリスク制御メカニズム。

(四) 全ての関係者の情報。

二、受取人

(一) パスポート、就労ビザ、就労許可情報等の身分証明。

(二) 常居所、国籍、過去の長期居住地（3年を超える）。

(三) 受取人の略歴（学歴、職歴、軍事機関と関係がある/過去にあった）。

(四) 受取人の一年以内に中国を離れたか否か、離れた場合は、関連する状況を説明する。(注意：受取人が許可証有効期間内に中国を離れかつ母国以外の第三国に行った場合、改めて許可証を申請しなければならない)

三、技術状況

(一) 詳細な技術説明、技術で生産する製品の説明、国家秘密に該当する技術か否か；技術の成熟度；研究開発資金の源泉；研究開発期間；主要協力団体；中外協力研究開発であるか否か；知的財産権の状況。

(二) 関わる金額（輸出者が今回の技術輸出から得る直接収益または対価）。

(三) 技術の役割（技術が設計、生産、運営、維持またはその他の分野で具体的に使用されることを説明）。

四、エンドユーザー

(一) 基本状況、株式構造、発展の歴史、生産状況、主要顧客とその従事する主要分野、技術状況、上級管理職と実質支配人の状況、重要な資格と輸出許可の取得状況、知的財産権の状況等。非営利機関はさらに資金の源泉を提供する。

(二) 技術のエンドユーザーにおける使用目的。

(三) 技術のエンドユーザーにおける具体的な使用場面。

(四) 技術が使用されるエンドユーザーの具体的プロジェクト。エンドユーザーの常駐場所を使用しない場合、プロジェクトの住所を提供する。

注：技術の受取人とエンドユーザーが同一人であった場合、実際の状況に基づいて本部分の内容を記入する。

五、輸出方式

(一) 情報の伝送方式（対面、ネットワークによる伝授、電話、ファックス等）；対面でない場合、どのような安全保障措置を設けているか。

(二) 技術の媒体。有形媒体である場合、技術媒体を直接引き渡すか否かの説明。

(三) 双方の今回の技術輸出における約定（権利侵害防止措置、秘密保守措置等が備わっているか否かを含む）。